

藤枝もったいない倶楽部環境活動支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、藤枝もったいない倶楽部登録者が実施する環境活動を支援するため「藤枝市もったいない倶楽部環境活動支援金」（以下「支援金」という。）の交付について必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 支援金の対象となる環境活動（以下「対象活動」という。）は、次の各号に掲げるすべてに該当する活動とする。ただし、藤枝市もったいない運動推進委員会（以下「推進委員会」という。）が支援不適当と判断したものは対象としない。

- (1) 藤枝市内で実施する活動
 - (2) 「もったいない都市宣言」の趣旨に合った環境活動
 - (3) 藤枝市もったいない倶楽部に登録されている団体（以下「登録団体」という。）の構成員のみが行う環境活動ではないこと
 - (4) 広く市民が知りえる情報発信により公募し参加者を集めて行なう環境活動
 - (5) 団体又は特定の個人の利益を目的とした事業ではないこと
 - (6) 政治、宗教又は選挙活動を目的とした事業ではないこと
 - (7) 支援する対象活動の名称の冠に「藤枝市もったいない運動」を付けること
- 2 こどもエコクラブ登録団体の活動は、前項第3号及び第4号の規定は適用しない。

(対象者)

第3条 支援金の対象者は、登録団体とする。

(支援金額)

第4条 推進委員会は、対象活動に参加する参加者数に応じて、別表1に定めた支援金限度額の範囲内で、実際に対象活動に要した経費に対して支援をする。ただし、対象活動を実施したことにより収入が発生した場合は、対象活動経費から収入額を差し引いた額を支援対象とする。

- 2 前項の規定による参加者数は、登録団体の構成員を含めることはできない。
- 3 参加者数を限定しないイベント等で、参加者数が把握できない場合は、50名以上が参加したものとみなす。
- 4 こどもエコクラブ登録団体は、年間3万円を限度として支援する。
- 5 支援金は、推進委員会の予算の範囲内とする。

(支援回数)

第5条 同一の対象者は、複数回支援を受けることができる。ただし、同一年度中は、3回を限度とする。

- 2 こどもエコクラブ登録団体は、同一年度中1回を限度とする。

(支援対象)

第6条 支援の対象は、対象活動を実施するため直接必要となる次の各号に掲げる経費に限り、団体自体の維持や運営に要する経費は対象としない。

- (1) 報償費（講師謝礼など）
- (2) 消耗品（用紙代、木材や塗料等材料購入費、景品代など）
- (3) 印刷製本費（ポスター、募集案内チラシなど）
- (4) 保険料（対象活動参加者に対する保険料）
- (5) 使用料・賃借料（会議室・機材の使用料、バス借上げ料など）

(交付の申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする者は、対象活動実施前に、次に掲げる書類を添えて藤枝もったいない倶楽部環境活動支援金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）

(交付の決定)

第8条 推進委員会委員長は、環境活動支援申請があった場合は、当該環境活動の内容が適当であるか審査するため推進委員会を開催し推進委員会委員の意見を聴取し、その意見を参考に支援するかどうかを決定する。ただし、明らかに計画内容が適当である場合は、推進委員会委員長の判断で決定することができる。

2 推進委員会委員長は、前項の規定により、支援を決定したときは、速やかに藤枝もったいない倶楽部環境活動支援金交付決定通知（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の時期)

第9条 支援金の交付の時期は、対象活動が完了した後交付するものとする。

(調査及び報告)

第10条 推進委員会委員長は、必要に応じて申請者から報告を求め、調査することができる。

(変更承認)

第11条 申請者は、対象活動の変更承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて藤枝もったいない倶楽部環境活動支援金変更承認申請書（第5号様式）を推進委員会委員長に提出しなければならない。ただし、支援対象経費の総額20パーセント以内の減額の変更は、その限りでない。

- (1) 変更事業計画書（第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（第3号様式）

2 推進委員会委員長は、環境活動変更承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、藤枝もったいない倶楽部環境活動支援変更承認通知（第6

号様式)により通知するものとする。

(完了報告)

第12条 申請者は、対象活動が完了した日から起算して30日を経過した日までに、藤枝もったいない倶楽部環境活動完了報告書(第7号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、推進委員会委員長に報告しなければならない。

- (1) 環境活動参加者名簿(第8号様式)
- (2) 対象活動の内容がわかるチラシ等の写し
- (3) 収支決算書(第3号様式)
- (4) 対象活動の経費であることがわかる領収書の写し
- (5) 参加者の様子がわかる実施状況写真(3枚以上)

(支援金の確定)

第13条 推進委員会委員長は、前条の完了報告の審査により、その報告に掛かる対象活動が、環境活動計画書の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき支援金額を確定し、速やかに藤枝もったいない倶楽部環境活動支援金確定通知(第9号様式)を申請者に通知するものとする。

(支援金の支払)

第14条 支援金の支払いは、前条の規定により交付すべき支援金の金額を確定した後に行うものとする。

(支援金の交付決定の取消し)

第15条 登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、支援金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 推進委員会委員長の承認を受けずに対象活動の変更を行ったとき。
- (3) 藤枝もったいない倶楽部登録者取扱規程第6条第2項の規定により、登録の解除を受けたとき
- (4) その他、対象活動の決定の内容に違反したとき。

2 推進委員会委員長は、前項の規程により、支援金の全部又は一部の決定を取り消したときは、速やかにその旨を藤枝もったいない倶楽部環境活動支援取消通知書(第10号様式)により申請者に通知する。

(支援金の返還)

第16条 前条の規定により、全部又は一部を取り消された登録団体は、既に交付されている支援金を推進委員会委員長の指定する日までに返還しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この支援金の交付に関し必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月 1日から施行する。

別表 1

支援金の額（第4条関係）

参加人数	10～29名	30～49名	50名～
支援金限度額	3万円	4万円	5万円

注：こどもエコクラブについては、年間3万円を限度として支援する。